

❖ 赤十字の活動にご支援を ❖

日本赤十字社は、人道・博愛の理念のもとに世界189ヶ国の赤十字社と連携し、以下のような活動を行っています。

- ①国内外における災害救護や輸血用血液の供給、医療の提供
- ②災害や紛争等により飢餓や貧困、病気などに苦しむ人々の救護
- ③青少年の健全育成 など

●このような赤十字活動は、赤十字の人道的事業に賛同される方々から寄せられる社資(社費と寄付金)を財源として成り立っております。

【赤十字社員増強運動期間：5月1日～5月31日】

赤十字への協力は、世界各地で救援を必要としている人々を支援することになります。日本赤十字社では、毎年5月に「赤十字社員増強運動」を全国で展開しており、自治会役員や赤十字奉仕団員などの皆様が、奉仕活動として各家庭や事業所を訪問し、支援をお願いしております。今年も町民の皆様には赤十字の人道的事業をご理解頂き、赤十字社員(会員)加入及び社費・寄付金のご協力をお願いします。

お問い合わせ こども課 ☎889-7028

農用地区域の一部除外(農振除外) 手続きの申請受付について

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的(住宅、商業施設、駐車場、資材置場など)への転用は、農振法及び農地法によって厳しく制限されています。

しかし、やむを得ず農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件を満たす場合に限り、農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外することができます。

このような整備計画の変更が、いわゆる農振除外といわれているものです。

※詳しくは南風原町役場ホームページをご覧ください。

※受付期間： (前期)5/1～5/29
(後期)11/2～11/30

お問い合わせ 産業振興課農政班 ☎889-4163

平成27年 国勢調査 調査員募集

平成27年10月1日を基準日として5年に1度の国勢調査が実施されます。実施にともない、調査員を募集しております。

募集人数：約130名
申込期間：6月30日(火)まで
(但し、土、日、祝日は除きます)



■国勢調査員の仕事の内容

1. 調査員事務打合せ会への出席(8月下旬～9月上旬)
2. 調査地域の確認・調査区要図の作成(9月上旬～9月9日)
3. オンライン調査の資料配付(9月10日～9月12日)
4. 調査票の配布・回収(9月26日～10月7日)
5. 調査書類の検査・提出(10月18日～10月20日)

■資格条件

20歳以上、健康で責任をもって調査を行っていただける方

■報酬 30,000円～45,000円
(調査区や調査数によって変わります)

★詳しくは企画財政課統計担当までご連絡ください!
(注意) 申し込みされた方全員が必ずしも採用されるわけではありせんのでご了承下さい。

お問い合わせは 企画財政課 統計担当 ☎889-0187

さとうきび農家のみなさまへ

☆ ガイダー防除における農薬の販売が始まります!

防除時期:平成27年4月10日(金)～5月30日(土)
農協(南風原支店・津嘉山支店)にて販売

平成27年産さとうきび「経営安定対策」の支援対象として、ガイダー防除があります。防除期間は、4月10日～5月30日となっており、期間内購入農家に対して下記内容のとおり、南風原町・農協・翔南製糖よりそれぞれ補助金があります。

平成27年度 農薬補助負担金額(1つあたり)		
負担区分	スミチオン乳剤	アドバンテージS粒剤
各農家 (約25%)	96円	308円
役 場 (約30%)	282円	915円
農 協 (約25%)		
翔南製糖(約20%)		
合 計	378円	1,223円



お問い合わせ:産 業 振 興 課 ☎889-4163
JA南風原支店 ☎889-3925
JA津嘉山支店 ☎889-4860

“争族(相続争い)対策を優先する”

相続税を考えると、節税対策より

争族(相続争い)対策を優先する。
相続争いをすると税金が高つく!

(相談は無料)

税理士法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
本店/那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440
新都心支店/那覇市安謝2丁目4番18号 電話(098)869-8131



Fun to Riding



公安委員会指定



Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1
TEL.889-5542 ☎0120-489052

住宅リフォーム補助制度のおしらせ

平成27年度も地元経済の活性化のため、町民の皆さんが行う町内業者による住宅リフォームの費用の一部を補助します。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②修繕・耐震補強工事・改築・設備改善工事・増築工事(建築確認を要しない場合)
- ③平成28年1月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。

○工事を行う業者について

南風原町に本社のある業者
(町内個人事業者も含みます)

○補助額

★対象工事の 20%
★最高限度額 20万円

例①	対象工事費 40万円 40万円×0.2(20%)=8万円 補助額 8万円
例②	対象工事費 120万円 120万円×0.2(20%)=24万円 補助額(最高限度額があるので)20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。
※平成24・25・26年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

平成27年5月1日(金)から5月29(金)までの受付期間になります。(先着順ではございません)

ただし、応募数が予算の範囲を超えた場合には6月に抽選を行い、補助対象者を決定します。

また6月以降について、予算の範囲内であれば、二次募集を行う予定です。

平成27年5月1日より応募開始します!!

※詳しくは町のホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。☎889-4412



○補助対象工事例

- ・屋根の葺替え、防水修繕、塗装工事
- ・外壁の張り替え、塗装工事
- ・内装の張替、塗装工事
- ・サッシの取替え工事
- ・バリアフリー設備改修等
- ・台所設備等の改修、取替工事等
- ・バス、トイレ等改修、取替工事等

✕対象とならない工事例

- ・門、塀、柵などの外構工事
- ・庭園整備、アスファルト舗装工事
- ・下水道接続工事
- ・家電・家具、備品等の購入費
- ・シロアリ除去工事
- ・看板等設置工事